## 決定要旨

被 審 人(本店) 東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号 (商号) 株式会社ローソンエンターメディア

上記被審人に対する平成 22 年度(判)第 30 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金800万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成23年2月28日

## 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法178条第1項第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 12 月 27 日

金融庁長官 三國谷 勝範

## (参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

(別紙1) 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第1 項各号に掲げる事実金融商品取引法第 178 条第1項第4号に該当

被審人は、東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号に本店を置き、その発行する株券が大阪証券取引所ジャスダック市場に上場されていた会社(平成 22 年 6 月 28 日上場廃止)であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書(以下「開示書類」という。)を提出したものである。

番	開示書類		虚偽記載			
号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容(注)	事由
1	平成 21 年 5月 21 日	第 17 期事業年 度会計期間に 係る有価証券 報告書	平成 20 年 3 月 1 日 〜平成 21 年 2 月 28 日の会計期間	損益計算書貸借対照表	当期純損益が 1,444百万円 であるところ を 550 百万円 と記載 純 資 百万円 あるところ 6,432百万円と 記載	・貸倒引当金の過少計上
2	平成 21 年 7月 10 日	第 18 期事業年 度第1四半期会 計期間に係る 四半期報告書	平成 21 年 3 月 1 日 〜平成 21 年 5 月 31 日の第1四半期会計 期間	四半期 貸借対照表	純 資 産 額 が 5,051百万円で あるところを 7,220百万円と 記載	・貸倒引当金の 過少計上

番	開示書類		虚偽記載			
号	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容 (注)	事由
3	平成 21 年 10 月 14 日	第 18 期事業年 度第2四半期会 計期間に係る 四半期報告書	平成 21 年 6 月 1 日 〜平成 21 年 8 月 31 日の第2四半期会計 期間	四半期 貸借対照表	純 資 産 額 が 5,158百万円で あるところを 7,344百万円と 記載	・貸倒引当金の 過少計上
4	平成 22 年 1 月 14 日	第 18 期事業年 度第3四半期会 計期間に係る 四半期報告書	平成 21 年 3 月 1 日 〜平成 21 年 11 月 30 日の第3 四半期累計 期間	四半期 損益計算書	四半期純損益 が▲3,112百万 円であるとこ ろを 1,143 百 万円と記載	・貸倒引当金の
			平成 21 年 9 月 1 日 〜平成 21 年 11 月 30 日の第3 四半期会計 期間	四半期 貸借対照表	純 資 産 額 が 1,074百万円で あるところを 7,326百万円と 記載	過少計上

(注)金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

# (別紙2) 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

## 番号1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法(以下「旧金融商品取引法」という。)第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項

## 番号2、同3及び同4

金融商品取引法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号 2、同 3 及び同 4 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

また、同4については、金融商品取引法第185条の7第12項を適用する。

#### (別紙3) 課徴金の計算の基礎

別紙1の表に掲げる事実につき

#### 番号1

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項の規定により、被審人の第 17 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の3 を 乗じて得た額 (201,755 円)

が

3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000円となる。

#### 番号2、同3及び同4

金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 18 期事業年度 第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書(以下「第 1 四半期報告書」という。)、 同事業年度第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書(以下「第 2 四半期報告書」 という。)及び同事業年度第 3 四半期会計期間に係る四半期報告書(以下「第 3 四半期報告書」という。)に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出 額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を 乗じて得た額

第 1 四半期報告書 314,817 円

第 2 四半期報告書 493,818 円

第 3 四半期報告書 484,037 円

が

6,000,000 円

を超えないことから、

第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である 3,000,000円

第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である 3,000,000円

となるが、第1四半期報告書、第2四半期報告書及び第3四半期報告書が、いずれも第18期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に基づき按分し、第3四半期報告書については、金融商品取引法第26条の規定による検査が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、金融商品取引法第185条の7第12項の規定により、按分後の金額に100の50を乗じて得た額となり、

第1四半期報告書に係る課徴金の額は

 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000+3,000,000+3,000,000)$ 

 $=2,000,000 \ \square$ 

第2四半期報告書に係る課徴金の額は

 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000+3,000,000+3,000,000)$ 

=2,000,000 円

第3四半期報告書に係る課徴金の額は

 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000+3,000,000+3,000,000) \times 1/2$ 

 $=1,000,000 \ \square$ 

となる。